

民間資金等活用事業推進委員会  
総合部会検討会  
議事録

日時：平成21年5月28日（木）

13:00～14:30

場所：中央合同庁舎第4号館4階共用第4特別会議室

前田部会長代理 ただいまから「民間資金等活用事業推進委員会総合部会」を開催いたします。

山内部会長におかれましては、道路事情のため、5分ほど遅れられるということで、申しわけありませんが、先に始めさせていただいています。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

はじめに、事務局の民間資金等活用事業推進室の赤井室長より、専門委員の選任について、御報告をお願いいたします。

赤井 P F I 推進室長 御報告申し上げます。

専門委員の改選が一部ございましたので、御報告申し上げます。

専門委員で総合部会のメンバーでもありました小島敏幸専門委員が5月14日に辞任され、これに伴い、新たに埼玉県企画財政部改革推進課長の久保伸一氏が5月15日付で専門委員に任命されました。本日は残念ながら御欠席でございます。また、本総合部会に所属することにつきまして、P F I 推進委員会の渡委員長より指名がございましたので、併せて御報告申し上げます。新しいメンバーの名簿は、お手元にお配りをしておりでございます。

以上でございます。

山内部会長 すみません。ちょっと渋滞をいたしまして失礼いたしました。御迷惑をかけましたが、これから私が進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

現在の出席状況ですけれども、20名のうち10名の委員に御出席いただいております。10名というのは、定足数の過半数に達しておりませんので、今日の総合部会は正規の部会ではなく、検討会ということで議事を進めさせていただくこととなります。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

4月3日に第18回のP F I 推進委員会が開催されました。そこで「P F I 事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方」、それから「P F I 事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方」が取りまとめられたわけございまして、皆様におかれましては、この取りまとめに向けて非常に御熱心に御議論をいただきまして、また御協力をいただきましてありがとうございました。御礼を申し上げます。

そして、このときに、P F I 推進委員会において、今後、契約の標準化に向けた議論を総合部会でしていくという合意がなされました。そこで、つきましては、本日もすけれども、今後の審議の進め方について皆さんに御議論いただきたいと思っております。これにつきましても事務局で資料を御用意いただきましたので、簡潔に御説明いただきまして、議論ということにさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 それでは、最初に資料を確認させていただきたいと思います。

まず、一番上に議事次第がございまして、こちらに配付資料の1から3までと、参考資料の1から6まで、それぞれどういう資料をお配りしたか、記してございます。

1枚めくっていただきますと、座席表がございまして、その更に下に、まず、資料1といたしまして「PFI事業契約の条項例の検討に関する今後の審議の進め方(案) - 契約の標準化に向けて - 」という資料がございまして。

続きまして、めくっていただきますと、資料2としまして「主要な論点(例)」という一枚紙がございまして、更に1枚めくっていただきますと、資料3といたしまして「PFI事業におけるリスク顕在化事例」という資料がございまして。そのうしろ、更に参考資料1から6まで付けさせていただいておりますので、もし資料の過不足などございましたら、事務局までお申し付けください。

以上でございます。

事務局 それでは、資料の説明に入らせていただきます。

まず、参考資料の1からご覧いただければと存じます。

参考資料1は、4月3日のPFI推進委員会に提出された資料でございます。「今後の審議に当たり留意が必要となる事項」という紙でして、まず、19年11月の民間資金等活用事業推進委員会の報告におきましては、「我が国は、英国等と比較すると、契約書等の標準化は進んでおらず、これが、管理者等が、PFIは手間がかかるとして敬遠している要因の一つとなっているとも推測される。

また、国際的にも契約書等を標準化し、グローバルスタンダードを確立しているという動きがあり、このような動きに適切に対応していく観点からも、契約書等の標準化は必要である」という記述がございまして。

それから、参考資料3で付けさせていただいております、取りまとめていただいた「基本的考え方」でございますが、基本的考え方の中にも、今後も本委員会で十分な議論を経た上で、条項例、更にはPFI標準契約を作成していくことを想定しているという記述がございまして。

契約をめぐる状況ですが、まず、20年12月末の時点でPFI事業契約を締結した件数は285件ございました。20年度末、3月末になりますと308件ということになっております。また、事業分野ごとの事業契約書例といたしまして、例えば「文部科学省の公立学校耐震化PFIマニュアル」には、PFI事業契約書例が付いておりますし、また、国土交通省「国土交通省所管事業へのPFI活用に関する発注者向け参考書」には、庁舎事業契約書例が添付されております。

また、次のポツですが、国では、公務員宿舎の事業例が15件、庁舎の事業例が8件、刑務所の事業例が4件あり、これらの分野では、多くの関係者による検討を経てPFI事業契約が作成されているという状況でございます。

次のページをご覧くださいますと、例えば、次のポツですが、建築以外に土木の事業においては、例えば東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業という例がございますし、また、地方公共団体におきましては、サービス提供業務の比重が重い事業も多く取り組まれているという状況でございます。

次のマルですが、以上の契約例及び契約を比較した場合、規定の内容及び形式について必ずしも標準化が進んでいるとは認められない状況にあり、具体的な条項に即した条項例の検討の必要性が高まっているということでございます。

お戻りいただいて恐縮ですが、資料1をご覧くださいただければと存じます。

今申し上げましたことを前提にいたしまして、では、どういうふうな具体的な検討になるかということですが、まず、1「検討課題」のポツの1つ目ですが、「各種類型のPFI事業に共通の事項を中心に、施設の設計、建設、維持・管理業務を主たる内容とした事業から検討を開始することが現実的と考えられる。」

2つ目のポツですが、「『契約に関するガイドライン』及び『PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方』と併せて使うことを前提として、条項例と必要な注釈を作成する。」

ポツの3つ目として、「条項例の作成に当たっては、総合部会メンバーに加え、発注者や弁護士等の実務担当者の参加を得ることが有益。また、スケジュール面で短期間に一定回数の会合をこなす必要があることから、定足数に縛られる正規の総合部会としてではなく、PFI事業契約に関するワーキンググループとして開催する。なお、ワーキンググループの座長は部会長が務めるものとする」、ということですが、この3つ目のポツについて多少補足させていただきますと、まず、1行目の「総合部会メンバーに加え」という部分ですけれども、これは、お忙しい先生方ですので、定足数の縛りはなくしつつ、ただ、全委員、全専門委員の先生方に是非ワーキンググループに御参加いただければということでございます。併せて、日程の御都合がつかない場合等もございますので、その場合には資料を極力事前配布させていただくということにさせていただこうかと考えております。

また、3つ目のポツの1行目の後ろの方ですが、「発注者や弁護士等の実務担当者」とありますけれども、これは、弁護士の先生と多くの案件を実際に行っている国の発注者を一応念頭に記述を事務局としてはさせていただいております。

「契約ガイドラインの改定」ということですが、必要な事項は「契約ガイドライン」に盛り込むことが必要ということでございます。

2番はスケジュール例でございます。今日、5月28日、総合部会でまず御議論いただきまして、6月から9月、ワーキンググループにおいて審議、主要論点に関する議論、これは十分な御議論を行っていただくということですが、本委員会の委員、専門委員の先生方につきましては、任期が一応11月27日までというこ

とになっておりまして、それが一つの区切りということにはなるかと思えます。ただ、その 11 月 27 日までという日程をにらみながら、御議論の進み具合によって、例えば、パブリックコメントと検討とは並行して行うということも可能でしょうし、具体的に、かつ柔軟に、十分に御審議いただけるようなスケジュールでやらせていただければと考えております。

次のページをご覧くださいますと、「実際の事業契約に関するヒアリング」ですが、4月の委員会でも御意見をいただきましたが、まず、条項例作成作業に先立ちまして、実際の事業契約において問題となる点、考慮すべき点についてのヒアリングを行ってはどうかということでございます。

ヒアリングの対象としては、例えば国、地方公共団体、民間事業者（団体）のうち、複数のPFI事業の経験があるもので、1回につき2団体程度でどうかと。

ヒアリングの問題意識としては、事業契約に関連して発生した問題と対応、事業契約に際して特に注意した点、問題となる論点等について重点的に伺わせていただければということでございます。

続きまして、資料2でございます。非常に雑駁なあれですけども、「主要な論点」といたしましては、まず、サービス内容、サービス対価の変更としまして、業務要求水準書に定められた条件と現場との不一致、あるいは業務要求水準書の変更と費用負担、更に、設計変更を求めることができる時期、事由、設計変更を求める手続、更には、御議論いただいた点ですが、物価変動、金利変動、サービス対価の改定、需要変動とサービス対価等々があるかと思えます。

実はこの1番と2番は非常に密接に関連するわけですけども、こういうふうな問題とも関連して、リスク分担としては、例えば近隣説明、更に法令変更、不可抗力の費用負担、任意解除等も入ってまいります。

その他、既にかなり御議論賜った点ではございますが、情報共有、情報公開、紛争処理手続、契約終了時の手続等も入ってこようかと存じます。

この議論に関連してということですが、次の資料3をごらんいただければと思います。これは「PFI事業におけるリスク顕在化事例」ということで、私どもの方で委託調査で実施したアンケート結果をもとに整理させていただいたものでして、契約とも関連する問題がある程度あらわれている部分もあろうかということで紹介をさせていただきます。顕在化内容とどんな協議がされたかということ整理したものでございます。

事業用地、いろいろな事業で問題になっておりまして、例えば、1番にありますように、有害物質が問題になることもあれば、地下埋設物、8、9、10あたり、ここらあたりが問題になることもございます。それから、次のページへいっていただきますと、例えば23番、24番では埋蔵文化財が問題になることもあります。

戻っていただいて恐縮ですが、用地の場合には大体公共負担で処理されている

ようではあります、例えば1ページ目の13番のように、事前調査の段階で把握していなかった地下埋設物が出てきて、把握していない構造物のため、撤去について、工期的にも費用的にも見込んでいなくて、とりあえず事業者が撤去して協議を行ったが、不明なままというような事例もあるようでございます。

次に、2ページ目をご覧くださいと、事業用地が28番までありまして、政策変更、住民ニーズの変更というような例もございます。29番のものを見ていただきますと、例えばお湯があふれるようなお風呂の循環は考えていなかったけれども、地元要望で対応して、ただし、費用については事業者負担で協議したというような例もあるようでございます。その他、例えば30番だと自然災害ですし、また、ごみの性状が契約時の想定とは違うというような問題も出てきているようですし、34番あたりでは、設計図書にない発注者事由による変更などの事例もあるようですし、それから、40番とか、ここらあたりが関連しますが、40番、46番あたりには、施設利用部門から要望でいろいろ内容が変わったというものもあるようでございます。

また、発注者側担当者の異動に起因する問題とあって、右側には協議調整のしようがないというのもありますけれども、こういうのも幾つか問題になっているようでございます。

それから、次に、4ページ目、53番でございます。53番以降をご覧くださいと、設計協議において、公共側、あるいは選定事業者側、いろいろな調整が必要になるようでして、例えば54番ですと、発注者の事由により、事業期間が変更になった。更に、空調システムの新たな事業というようなものもあれば、60番、62番のように、事業者が当初導入予定であった設備が調達できなくなったり、あるいは事業者からの申し入れで設計変更が多数あったというようないろいろな事例があるようでございます。それが70番までまいります。

それから、71番以降では、運営段階の修繕・更新についてもいろいろ問題があるようでして、効率的なよりよいサービスを行うための変更でありますとか、74番のように施設についての苦情が寄せられる場合がございますし、75番のように、導入した設備に不具合が発生したというような問題も実際に起こっているということでございます。

以下、運営段階の問題が87番までまいりまして、88番以下は御議論賜った点でございますが、物価変動。特にサービス価格、あるいは建設資材の高騰、それに基づいていろいろ協議が行われたという例が多数ございます。それが8ページまでいきまして、115番まででございます。

また、施設の利用者数等の需要の変動もございまして、例えば、119番と121番をご覧くださいと、利用者が想定外に少なかったですとか、あるいは需要が減少したというような問題がある一方で、123番や125番のように、当初想定した

以上の利用者があつたり、あるいは 125 番のように想定を上回る来館者があつたりというような状況もあるようでございます。

それから、利用者増が 132 番までいきまして、133 番以降が法令変更でございます。法令変更については、御議論いただきました建築基準法の問題も幾つか挙がっておりますし、税法の問題も 140 とか 141 で挙がっております。

それから、次のページをごらんいただきますと、建築基準法とも若干関連はするんですが、消防法が 145 番、146 番あたりで挙がっておりまして、また、若干特殊といいますか、148、149 あたりでは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律なども現場で問題になっている状況があるようでございます。

それから、155 番までが法令変更でして、156 番以下が第三者に起因する問題でして、例えば 158 番では、施設利用に伴う破損事故のようなものもありますし、次のページで 160 番ですと、施設利用者による器物の破損などもありまして、あと、その他諸々の問題と協議というようなものが行われた事例があるということで、今日の参考ということで若干整理させていただいたものを紹介させていただいた次第でございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

山内部会長 どうもありがとうございました。

ということで、今後の進め方をこれから御議論いただくわけではありますが、前回の委員会の方で、議論の方向性について御用意いただいたことに基づいて、これから進めていくということですが、契約書の標準化に向けて、どんなことが議論になるのかと。我々の任期は秋までということですので、秋を目途にそういったものをまとめていくということでありまして。

それでは、今御説明いただいたことを、内容についてもそうですし、御参考にしていただいて、フリーディスカッションをしたいと思いますので、どうぞ御発言あれば、よろしくお願いいいたします。どうぞ。

A 専門委員 標準化に向けて議論するというのは結構なことだと思います。大きな目的は私も賛成ですが、1、2 点確認したい点があります。まずプロダクトのイメージがいま一つわかりにくいわけです。条項例を作ることは結構ですが、条項例があり、ガイドラインがあり、今、考え方という規範ができたばかりで、非常に似たようなものを作っているわけです。私、イメージとして考えたのは、おそらく解説があつて条項例がこれに添付される形式だったらわかりやすいことから、既存のガイドラインを改定する意図をもって、その中に条項例を入れていくのかなと思ったわけです。これを見ると、条項例は条項例で作るとあるわけです。どういう方針で如何なるものを作成していくのかというのが分からないということからそのあり方を確認したいわけです。もう一点わかりにくいのは、施設的设计、建設、維持・管理業務を主たる内容とした事業から始めると書いてあり

ますが、例えば資料2に書いてある内容は、サービス要素が大きい事業の課題を捉えているわけです。実は課題にすべき点や本質は同じなんですよね。この意味では、確かに理想的には事業類型ごとに分けるのがいいのでしょうか。けれども、イメージとしては単一のもので、そこにカセット的に個別の事業の特性に応じた様々な項目が入るようにした方が、全体感を把握しながら、個別の条項を理解できるという意味で、解りやすいのではないのでしょうか。何もハコモノはハコモノとか、サービスはサービスとしてくるのではなくて、実はもう資料2に書いてある内容は、ハコモノであろうが、そうでなかろうが、同じなんですよ。基本的には同じことを議論しているのであって、契約議論の根幹の権利義務関係は、あまり分けずにやった方がいいのではないかと思うわけです。その辺のプロダクトのイメージを皆さんどう思っておられるのか、お聞きしたいと思います。

山内部会長 これは事務局というよりも皆さんの御意見なりを。その辺は去年もここで議論しているときに、医療系のPFIを念頭に置いたような標準モデルみたいなものを作りかけたことがあって、そのときに、医療系というのは若干特殊じゃないかということもあり、それぞれ分野ごとに違ったものが出てくるのではないかという議論もあった。一方で、今のよう、エッセンスのところは同じだから、そのところをかためるのが重要じゃないかという意見もあったんですね。これは皆さんの御意見を伺いたいと思います。Eさん、随分そういうところも議論されましたが、いかがですか。

E委員 議論の最初、従来の議論がいろいろあったわけで、まとめて、今度は最終的に、最終ではないにしても、当初いろいろ言われていた、目的に合致したものを作りましょうと。そこで、当初といいますか、早いときの段階に、標準契約、私だけじゃないんですが、私が申し上げた、標準契約があった方がいいのではないかというその理由は、各地方自治体、あるいはいずれ独法が参加してくる。そういうときに非常に分かりにくい。こういう契約形態で事業をなさった方というのは、以前には全くいないわけですね。その後も実際の事例をやった方のヒアリングをしましたが、やはりいろいろ御苦労されている。

そこで、私が標準契約と申し上げたのは、最初に、非常に基本的な標準契約というのをまず。その次の段階で、要するに、各事業の形態、様々な、例えば大きいのもあれば、小さいのもある。そういう規模の違いもあれば、分野の違いもある。そういうときに、典型的なものを複数提示した方が、あとは当然個別の事業では、いろいろな特殊な事項というのは当然入ってくるし、変更も入ってくる。これは当然なんです、一番もとになるものを提示して差し上げることが一番やりやすい。そういうことで申し上げたんですが、思い起こせば、当初、反対された方もおまして、そんなのは弁護士に任せればいいんだ、こういう御意見だったかと思いますが、今やそういう方はおられないだろうと。やはりいろいろ契約



条項で落ちてしまったり、そういうつまらないことでトラブルは絶対避けた方がいい。

そういう意味で言いますと、標準型の基本は、一応議論はされたわけですが、その上で更に考えますと、この構造を考えてみますと、分野別、分野といいますのは2つに分かれると思うんですね。事業内容と事業構造。つまり、いろいろなトラブルが発生したり、もう既にしているわけですが、例えば、先生も御存じですが、教育分野、学校をつくるのと、ごみの焼却場をつくるのは全く違うわけで、想定されるトラブルも違うわけですね。だから、イメージ的には分野別である程度くくってやった方が取り組む方はわかりやすいのではないかと。

その次に事業構造。事業構造も分野によって、全くないようなこともあるわけですね。サービス購入型。これが大半ですが、サービス購入型と、先ほどいただいた資料に書いてありますが、受益者が負担する。事業のリスク、事業といいますが、財務的なリスクという意味では、SPC、民間側がかなりの部分負ってしまうような事業構造もあれば、両方混ぜた混合型、こういうものもある。そうしますと、分野別にある程度マッピングしてやって、その中で、典型的で、あ、なるほどとわかりやすいものを提示してやるということが非常に効果があるのではないかと。

一方、先ほどA専門委員からお話がありましたように、従来もかなり議論をしてきました基本的な条項、つまり、PFIとしてまず欠かせない、盛るべき条項。契約変更なんかの基本的なところはまさにそうですね。どういう事業であっても共通に入っていないとだめ。後々のトラブルのもとになりかねない。一方、事業分野ごとによって、あるいは事業構造によっては特例的な条項もある。こういうことはこういうことで、事例として提示してやるということも必要ではないかと。

そういうことで考えてみますと、やはり複数で複線的に示すということが今後の標準契約の効果、あるいはその作業ということ考えたときに必要な、我々委員会とか、総合部会とか、あるいはワーキンググループ、必要な作業にもつながってくるのではないかと。

そういうふうに考えてみますと、先ほどの資料1の最初の のところで書かれているんですが、最初のポツで、現実的と考えられると。具体的な内容を想定しながら考える、これは当然で、これでもよしいんだらうと思います。

ただ、今申し上げましたように、分野をマッピングしてきますと、かなりたくさんになってしまうわけですね。これは10年後には、100とか200とかいうパターンがあるかもしれませんが、とりあえずは、特に事業構造と。あとは主要な分野を考えてみますと、数件、似ている部分もありますが、かなり違う部分もあるというものを取り出して議論を進めていくのが、実際の実務担当者には役に立つのではないかと。

その次に、2つ目のポツで「契約に関するガイドライン」ということであります。ここはかなり議論をしてきたわけですね。特に契約変更とかそういうことでやってきていますから、ここら辺のところをまた更に議論を深めるといふ、ペンディングとまで言いませんが、議論の過程で更に議論が必要だということもありましたから、この辺のところも必要な議論の対象になるのではないかと。

3番目でございますが、これは具体的にワーキンググループとして開催するとありますけれども、思い起こせば、ガイドラインを平成13年に策定しましたときに、時間的な問題もあるんですが、複数のラインで同時に進めたわけでございます。それで相互に関連していますから、だれでも出られると。必要な場合には、合同みたいな議論をした。やはりそういうことが必要であるし、それが一番効率がいいのではないかと。11月27日という最終的なデッドラインがあるとすれば、なおのこと、そういうことを想定すべきではないだろうか。

そうしたら、今日、今日に限らないかもしれませんが、できれば今日、ある程度作業の大枠がわかるような議論をする必要がある。それで言えば、まずマッピングを大ざっぱにしてみて、その中で、どことどことどこを取り上げるのがいいであろうかというようなことをある程度議論する。その次に、条項につきまして、基本的なところは大体議論はしていますけれども、ある程度更に深めるとか、あるいは追加的に従来の議論の中で更に深めるべきというようなことを含めて、そういうものを議論するワーキンググループが別にあってもいいのではないかと。それは同時に並行的にお互いに参考にしながら入れていくということによろしいのではないかと。

そう考えてみますと、3つ目のポツのところのなお書きですね。なお、ワーキンググループの座長は部会長が務めるものとする、こういう話でございますが、ワーキンググループというのは、別に議事を決めるということではなくて、むしろ総合部会に上程していく、提案していく、そういう役割なのかなと。これは前回のガイドラインではそういうことだったと思いますね。そういうスタイルで議論を進めていくのがよろしいんじゃないかと。

そうしますと、なお書きのところは2点問題があるのかな。1つは、複数、複線で進めていきますと、かなり忙しい議論になる。そういう意味で、部会長が全部取り仕切るといふのは難しいのではないかなと。忙しい。

それと、もう一つは、むしろ部会長あてに提案するという形でいいんじゃないかと。そうしますと、ダブっているところとか、あるいはバッティングする、あるいは矛盾するといふところで、むしろ部会長の方から御指示があって、ここここはどういう問題があるのかとか、ここは調整してくださいとか、ワーキンググループA、B、Cと仮にあれば、BとCのところ、このところは議論をしておいてくださいねと、そういうような指示が最終的な提案の前にあった方が、お

互いに無駄な議論をしないで済む。

そういうことでやりますと、前回みたいに、ワーキンググループはそれぞれ御関心、あるいは関連する分野でとりあえず補正して、その中で、別に議事の進行でございますし、おそらくその中心になる方は、その分野なりに関係するかなり専門的な方々ですから、チェアマンが全部仕切っちゃうとか、そういうことではないんだろうと思いますね。それはガイドラインのときも経験しておりますし、お互いにさまざまな意見を交わしながら調整を図っていく、こういうことは必要だろうと思いますが、なお書きで考えるような意味での座長という必要性はないのではないか。その必要に応じてワーキンググループごとに中心的に取りまとめる人が指名されれば、それはそれで済む話ではないかなと思います。

とりあえず以上。

山内部会長 ありがとうございます。

事務局、何かあればあれですけれども、また後でいいですか。

事務局 はい。

山内部会長 その他に何かございますか。どうぞ。

F委員 ありがとうございます。今回、資料をあらかじめ送っていただいたことについては、資料3の部分の意味が大きいと思いました。Aさんおっしゃっておられるのは、以前からの議論の引き続きで、最終形は、Aさんおっしゃるように、条項案があって、その解説があってというセットになるのですね。契約のガイドラインは、条項案を付けていない。昨年準備して、この4月に公表した「基本的な考え方」については、条項案は必ずしも全部の条項を作成していないけれども、一部は策してある。ただ、「基本的な考え方」については、長期契約の場合に、事業環境が変化した場合にどう対応するのかというところが主な論点で、当然その上の比重の高い案件を念頭に置いて検討したわけです。したがって、契約に関するガイドラインと基本的な考え方を統一させるのも至難のわざということで、これから6カ月で何をしましょうかということだと承知しております。

本当はAさんがおっしゃるように、時間があれば、全部、フルセットそろえたのですが、実務的には難しいと思います。そこで、資料3にあるように、こういう事態が生ずるので、こういう場合、契約書でどういうように手当てしているのかという点についての解説をする。これは、今までやったことがなく、実務的にはこういうところの解説が極めて重要だという気が致します。6カ月ということで考えたときに、事務局で書いておられるように、設計、建設、維持・管理のところだけでも構わないので、資料3で出されてあるように、問題点ごとに解説をするなかで、こういう事例があって、この規定でこういうように対応する、あるいは、これは協議にゆだねることが望ましいというようなことを整理して説明しておく方が、目下のところ、即効性が高いという気がします。

進め方等々については、Eさんがおっしゃったとおりで、柔軟にやるのでいいと思います。

まとめると、今あるガイドラインと基本的な考え方の中で、公表してから既に数年たってやや古くなってしまった、必ずしも十分乃至適当ではない、ガイドラインの説明の改定のような形で、条項案とリスク顕在化事例で出されたような例を組み込んだ解説をしてはどうかと思います。

以上です。

山内部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか、その他の皆さん。どうぞ。

G 専門委員 事務局の方から御説明ありました、進め方だとか内容だとか、そういうものについては特に異論ございません。それから、実際にどういうところに力点を置いて、あるいはまとめ方をということから言いますと、冒頭、A委員の方からお話があったような進め方が、一番現実的で効果が高いんじゃないかなと思っております。

それで、実際に私の方は民間事業者の立場ですが、契約をして実施段階になったときに、さて困ったなとか、あるいは協議が必要だなという場面になったときの内容は、かなりの程度が偏っております。ですから、先ほどの資料の2になると思うんですが、網羅的に条項の前文から、例えば紛争の定めだとか、そういうこともあるんですが、実際に論点になるエリアというのは非常に限定的です。そういう意味では、そういうものをかなり中心に御議論いただいて、標準的なものをまず置いていただくということが一番実務的だろうと思います。

そこで、もう一つ、お願いと申しますか、そういうようになればいいなと思っているのは、約款の標準型を作って文字であらわしたとしても、実際にいろんな各論で事象が起こったときに、その文言を読めばすべてが解決するというようにはなかなかないわけですよ。そうすると、これもこれまでいろいろ議論があったように、例えば、設計変更の問題であるとか、あるいはランニング段階における事情変更のときにどうするかというのは、フェアな文言があったとしても、今度、それに対して実務の事例によってどんどん肉付けができるような今後の運用を考えていただけたらどうかなと思います。ですから、この条項、この文言をベースにして、実際にはこういう問題があって、それはこういうような解決が図られたと。それがベストプラクティスだと。そういうのは、今回の議論の中でももちろんすべてを用意できるものではなくて、標準型を整えた後に、どういう運用になるか知りませんが、更にそこにそういうものをどんどん積み重ねて行って、約款の文言とそういうものの事例を踏まえて、どんどん実務上の利便性が増すというような作り方をしていっていただけたらどうかなと思っております。

山内部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

C 専門委員 私も皆さんと同様に、こういう形で進めていただければと思いますが、実質的には既にもう中心的なところはできているわけなので、ただ、おそらく自治体の担当の方などにとってみると、文章でいろいろ書いてあるので、それはかなり参考にはなるのですけれども、例えば病院を PFI でやる、あるいは廃棄物関係の施設を PFI でやるというときに、契約の条文例があると、おそらくは実務的に非常に楽なのではないかなと思います。もちろんそれだけではだめで、実際の施設の姿や地域に応じて必要なことを組み入れなければいけないのは当然の話なのですが、やはり最初に始めようというときに、そういうものがあるとないのとは、おそらく導入の部分で意識的にかなり効いてくるのではないかなという感じがします。そういう観点からすると、できれば条項例はあった方がよいのではないかなと思うのです。

ただ、現実には、これは当然のことでございますけれども、先ほどの資料 3 にありましたが、どんなに契約を定めておいても、様々な問題は起きてきて、それは契約が不十分だったという場合もあるかもしれませんし、それについては、標準的な契約の条項を示すことによってある程度解消できるのかもしれませんが、ただ、解決し切れないものは当然ございますので、それは解説などで、こういう例があったということを書いてあげれば、現実の紛争解決にはかなりよい参考資料になるのではないかなと思います。

したがって、資料 1 の「検討課題」の の 2 つのポツという方向でやっていただければよいのではないかと私は考えております。

山内部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

B 専門委員 契約書の標準化というのは、前からみんなでやらなければいけないと。やっと本格的に始めるんだという、そんな思いなんですけど、まず 3 点だけ申し上げたい。

1 つは、最初からでき上がりイメージを考えておいた方がいいのかなと。やはり私は、契約書の標準的な条項に落として、標準契約書というのをとにかく何はともあれ一つの形として作っていくという形を一つの目標としないと、ガイドラインの改定では、あまりマーケットにはインパクトがない。実際に、特に自治体とか民間の方は、やはり具体的な契約の標準化で、しかも一応完結版といいますか、どこかピックアップではなくて、抜粋ではなくて、一応の完結版があって、そういう形がある。できればそこが、私のイメージでは、そういう条項があって、コンメンタールという形でその解説を付けるのか、条項ごとに何かの形で解説を付けていくのかというのは、どちらでもいいと思いますけれども、若干そこに対しての少し分かりやすい解説が付くというのがイメージとしてあって、とにかく

一日も早く日本で標準契約書を作るという形に是非お願いしたいと思います。それが第1点です。

それから、2番目ですが、それと関係しますが、マーケットではかなり契約の標準化は進んでいるんですね。大体見ると、かなり同じ、例えば10%と書くのか、100分の10と書くのか、そんな違いがあるのかもしれませんが、大体マーケットで進んでいるので、標準的なものを一つベースとしてそれを膨らませていくという形がいいかなと思います。やはり先ほどAさんがおっしゃったカセット式というのは、うまくいくかどうかは別として、非常にいいですね。ベースがあって、例えば運営の比重が大きいやつは、そこに少し入れ込んでいくとかいう形で出し入れしてやっていく。とにかくそういう形でやっていって、それがマーケットに出ていきながら、またそれがいろんな形で膨らみを持っていくという形が、多分標準化された契約書の役割じゃないかなという感じがするんですね。

3番目ですが、進め方について延々と議論するとなかなか進まない。時間が限られているとすれば、具体的にはどういう形かというのはこれから考えなければいけないとしても、例えば先ほどEさんがおっしゃった提案型で、みんなでそれに対してどんどん文章を出して、提案してやっていくという形でやった方が進むのかなという感じがいたします。

それから、私、資料3について意味がよく分からないんですが、例えばこれは、リスク顕在化ですけれども、契約が結ばれた後でこういうリスクが顕在化したものなのか、これで見ると、事業のスキームの段階とか選定の段階で本当は解決しておかなければいけないことがかなりあると思うので、もしそういうのが何も解決されないままに契約書が結ばれて、それでこういう問題が起こっているとすると、プロセス自体に問題があるんじゃないかなという感じをちょっと、この中の半分以上はそういう感じがいたしました。

以上です。

山内部会長 ありがとうございました。

ほかに。どうぞ。

H委員 アウトプットはなるべく共通項のところが標準的に書かれていて、各事業にそれぞれに対応できるような形のものができれば一番望ましいのかと思いますし、英国の場合も大体そういう形と考えてよろしいのでしょうか。道路で見ますと、M25なんかの場合は、これこれ以外は標準契約にのっかってという表現があるので、そういう形かなと思ってはいますけれど。

ですから、その中で、英国のものがそのまま使えるとは思わないのですが、その中で共通的なことで書かれているところに対して、ここで整理できれば一番望ましい形ですし、それに対して解説があればありがたいと思います。もう一方で、時間と諸々の制約もあると思います。事務局の書きぶりも、そこを意識して、逆

にあいまいに書かれているのじゃないかなと思います。

もう一つは、先ほどF先生もおっしゃったことに資料3の件です。資料3はB先生がちょっとバラバラだとおっしゃいましたけれども、これは意識してバラバラで今日出していただいているのだと思います。その中で、直接、契約に関わることで既にトラブルが発生したことであるのは間違いないということになれば、F先生もおっしゃったようにそこについてそれを防ぐためにはどうする必要があったのかといった形のことも含めて整理して出していただくというのも、実務的にはかなり意味があると思います。

本来は、標準契約書を半年ですべての資源を投入してできれば望ましいと思いますが、やはり時間等々の制約のもとでどういう道を探していくかを考えることが重要だと思います。少なくとも11月にはこんなイメージだよというのは最初の段階で共有しなければ、それぞれ皆さん議論がかみ合わない可能性があるかと懸念します。

山内部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

A 専門委員 資料3について、私もGさんと同じようなことを考えていて、今、H先生がおっしゃられましたけれども、資料3、おかしいことはおかしいですよ。私、これは全てがリスクとは思わない。例えば、想定されている事象であらかじめわかっていることが起こって、その対応が明確に規定されているものが生じたとすれば、それはリスクとは言えない。そういうものも含まれていることは事実でしょうし、もっと分かりにくいのは、左側の項目はわかりやすく、参考になります。右側の項目は、一体これは何でしょうか。権利義務関係が書いていない、効果が書いていないということは、何も契約に記載がなくて協議だけしたというのか。それがもし日本の契約の現状であれば、劣る話で、これは何とかしなければいけない。そのときは具体例があった方が分かりやすい。何が生じ、どのようにしたらいいのかは、例えば判断基準を設けるなり、考えを細分化し、その効果を規定する方がよいなど、いろいろとサジェスションはできますよね。でも、それは実際にどういう問題が起こったのかが分からなければ、何ら実務的には価値がないと思うんですね。F先生、どうですか。

F 委員 これらの点についても、契約には規定があるのです。ただ、実務上は必ずしも尊重されておらず、無法地帯のようにになっている可能性が極めて高いので、範囲はある程度絞って、解説をしてはどうか。とすれば、設計・施工、維持・管理くらいでいいんです。性能発注の課題というところから出てくる問題も結構あります。条項が書いてあっても、無茶を言っているケースが結構あるので、そういうものを標準的な契約書の解説として書いてはどうか。こんなことをやっちゃだめだよということ、ここで一度明らかにしておきたいのです。

A 専門委員 それは賛成です。

F 委員 私は、それがポイントだと思っております。今回、資料3のような包括的な調査というのは今まで見たことがないのです。ですから、これは非常に意味のあることだと思っております。

A 専門委員 それだったらやはり権利義務関係と効果を書いて、どうあるべきかをそこまで書き出した内容にすべきでしょうね。それなら賛成です。

H 委員 この資料3自体は参考資料として今出しているわけですね。直接今回の目的で整理されているわけじゃなくて、生データとして出しているから、それを精査して料理していくということだと思いますけれども。

山内部会長 どうぞ、Eさん。

E 委員 今の御議論を含めて、今後の議論の進め方ですが、ちょっと離れてみまして、例えばコンピュータでシステムを作るとか、新しいときにやる時にどういう進め方をするかというと、まず、一番基本的な、私が先ほど言いました、分野ごとのマッピングですね。これとこれとこれと。100あるうちの3つをやるとか、まず、そういう範囲を限定して。そうすると、その中で共通な事項と特殊な事項とか、言ってみればマトリックスの違った局面で、切り口でそういうことをある程度考える。そういう議論が終わった後に、やり方は、Q & A方式とかいろいろ方法がありますけれども、具体的な特殊な事例について、一個一個議論を進めていくと。そうすると、取り組む方はわかりやすいわけですね。抽象的な議論とか契約だとか、そういうことだけじゃなくて、自分がやろうとするのは、100ある分野のうちの一つしかないわけですね。それに一番近いところの基本の標準契約を見る。

その次に、個々の条項がありますね。要するに、最初の取組みのときの必要な条項もあれば、事情が変更についての条項について、どういうふうにか考えるか。そうすると、個別の特殊な事例をある程度想定していくと、大体契約の概要が分かる。しかし、具体的にトラブったときのケースが参考になりますと、更に分かるわけですね。こうなったらどうだろう。契約にも書いていない。それを折り込むべきかどうか。そうすると、先ほどの資料3を更に具体的な事例として参考資料みたいに付いていると、非常にわかりやすい。

そうすると、従来、こう言っただけでは何ですが、PFIというのは分かりにくいから取組まないというような、実態から見てもあるわけですが、そういう御不満とか分かりにくさというのは消えるのではないかと。だから、三次元という言い方はおかしいけれども、3つのちょっと違った側面から見た方がいいのではないかと。つまり、契約の標準的な条項をずっと構成していく段階で、初めからトラブルだけ突っ込んで話しちゃいますと、これはまとまりませんので、それはそれで、こ



の資料3のような事例を更に深める部分というのがあって、それは必ずしも契約の例えば第何条ということではなくて、トラブルによっては複数の条項に関わってきたりするわけですね。だから、今度は逆に、トラブルとかそういう具体事例から解説していく。それを議論していく。どういうふうに見るべきか。そういう取組みがよろしいのかなと思います。

山内部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

D 専門委員 皆さん、特にB先生がおっしゃるような、要するに標準型を作っていくというのは非常に大事なことだと思います。ですので、何か成果物が出てこないとまずいというのは非常に思っています。

実際問題、PFIもいろんな形があって、最初から難しいものをしてしまうと、紛糾して全然進まなくなるといってもありますので、かなり世の中マーケットでは標準化が進んでいるという中で、皆さん専門家の意見を取り入れながら、比較的ハコモノといわれるようなものを中心にまず議論を進めていって、それで更に加えて、オペレーションタイプとか、独立事業タイプとか、そういったものに時間があれば入れるというぐらいの感じで考えておかないと、半年とか実質3カ月とかですと、ハコモノを中心にした議論をまずやって、そこで余裕があれば進めていくということをした方が、達成感のあるものができるんじゃないのかなと思います。

山内部会長 Iさん、何か御意見。よろしいですか。

I 専門委員 はい。

山内部会長 どうぞ。

E 委員 今の御意見はワーキンググループ1つということに具体的にはつながるんだらうと思いますが、いろいろ伺っていますと、まず、PFIで最初に議論されましたといえますか、認識されました事業構造というのは、サービス購入型。受益者負担型。これは別の言い方もあるうかと思えます。それが混合している場合、大きく言うと3つあるということでございますね。一つの側面ではそういうことです。

もう一つ、話が出ました病院というのは、実はコア業務が民間に開放されていない。そうすると、施設と業務というのは密接に関係しているわけですね。このところをほかの事業と混同してしまいますと、契約を考えるときの法律構造を考えると、かなり違いがあるんだらうと思えますね。例えば、損害賠償だとか、そういうことはかなり違いがある。

一方、今お話がありましたように、施設整備型、ハコモノをつくる。これは、当初は、ハコモノPFIというのはあまり芳しくないという意見がありましたけれども、現実問題としてそういうことはあるわけですね。運営部分を別の形で民

間にゆだねる、こういうこともあるわけですから、そういうように考えてみますと、施設整備型というのは一つの議論のテーマとしていいのかなと。

それと、例えば病院とか、あるいは学校とか、更に言いますと、公用施設という。つまり、お役人が使うしかない施設というのものもあるわけですね。それをPFIで整備するというものもあるわけですね。ですから、必ずしも1つできればいいということよりも、既に、実はこれまで作ってきた標準契約というのは、施設整備型ではありませんけれども、一応1つの形を想定してつくってきているわけです。今回、私としては分かりやすく提示するというのであれば、3つないし4つぐらいあってもいいんじゃないか。その中でもう既に施設整備型というのが議論の中心になっている部分だけを取り上げれば、かなり簡単に構成されてしまうのではないかと。

一方、それと混同して議論できないのは、病院とか学校とか、コア業務、これをこういう構造で行われるPFIの事業、これは全部を挙げるとするのは大変ですけれども、そういう中で一つ典型的なものをなるべく複雑でないものを取り上げているのがいいのではないかと。

そのほかに、この資料の中にもありました受益者負担型ということになりますと、SPCが事業責任をほとんどの部分負うわけですね。失敗しますと、民間側が負わないといかん。これに対してサービス購入型は、お互いに協議したりとか、いろいろなハードルがあるかもしれませんが、要するに、かなりしっかりしているパターンの場合、これは大分違いますので、少なくともその辺のところの違いを見て、3つないし4つ、これは時間と人手の問題もありますから、何でもできるわけじゃありませんけれども、その中で優先して取り上げて、ワーキンググループで議論するのがよろしいのかなと、そう思います。

山内部会長 なるほど。

大体御意見を伺ったんですけれども、1つの論点というか、共通しているところから言うと、でき上がりイメージみたいなものを持たなければいけませんというのは、大体皆さんおっしゃったようなことと、そういう面では、全体の条文でカセット式なのがいいのかどうかというのは、その辺もちょっと議論はあるけれども、あと、解説の入れ方とか、それはコメントがあれなのか、どうなのかという意見があるけれども、でき上がりイメージというのはそういうものだというのは、大体皆さんの御同意のあれですね。

それで、もう一つの論点は、何人かの方は、資料1にあるように、サービス購入型から始めたらどうかということがあります。それ以外にも少し本質は違うところは見ておくべきじゃないかという、今、E委員のおっしゃったようなことですね。こういうところがあれかなと思いますけれども、ほかにはいかがでしょうか。あるいは事務局はいかがですか。その辺のことについて、いろいろ私も事前に相

談させていただきましただけれども、これを皆さんが御審議するに当たってのイメージというかな。例えば、でき上がりイメージというのは、事務局はどんなことをあれですか。

事務局 この「ガイドライン」も「基本的考え方」も非常にいろいろ御議論をしていただいて作っておりますので、ただ、「基本的考え方」が後でできたところから、ガイドラインと必ずしも、後から補足してかなり充実したという面が多いわけですけれども、そこがひょっとしたら一致していないかもしれないなという点があるかもしれないのと、あと、ガイドライン自体を条文化すること、ガイドラインが実は複数のいろいろな手法を提示していただいておりますので、それが条文になって前後の関係になったらどうなるのかという点でありますとか、あるいは、リスクの関係にいたしましても、設計変更がどう扱われて、それが例えば解除事由とかにどう影響してくるのかとか、ひょっとしたら、とにかく何かたたき台を作ってみないと、なかなか単独でというところでは見えてこない部分もあるかもしれません。そういう点も含めて、今日いただいた御意見を踏まえながら、何かとにかく議論の素材を複数準備させていただくと。議論の素材としては、当然のことながら、参考資料の1にありますように、いろいろな契約書例もあれば、実際の契約、事前の契約のものが多いわけですけれども、今日はそういうものをお手元にお示ししておりませんが、そういうものも含めて少し提示させていただくのがまず一つかなとも思っております。

山内部会長 なるほど。そうすると、そういう材料をもとに、具体的に絞り込むのか、あるいは全体を扱うのかということも御議論いただくということですね。途中で出てきた、事務局と相談して、事務局のキャパシティというのもあるから。

E委員 ちょっと質問。先ほどB先生が、実際の実務の世界では、かなり標準化が進んでいるとおっしゃっていましたが、例えばその場合に、想像でございしますが、非常に簡単な、規模もそんなに大きくなくて、事業構造も単純であるような、それが例えばサービス購入型で、要するに八コモノ的な事業内容だけだという事業を仮にAとしましょうか。その次に、例えばイギリスなんかであります複数の業種を一つに取りまとめた、学校だ、幼児用の文化施設だ、図書館だというのが複数まとまって一つの事業体という場合、それでは、例えば標準契約といった場合、厚さが1対3ぐらいに、つまり、中身の厚さが全然違うのではないかと想定するんですが、その辺はどうですか。現実にやっているのは、ほとんど同じような基本契約でみんなやっているのか、あるいは内容によっては2倍も3倍も厚みが違うことでやっているのか、それはどうでしょうか。

B専門委員 私は長いこと、標準化された契約書がベースにあって、それで契約書を作るという仕事でずっとやってきましたので、ガイドラインというのはほとんど私はワークしていなくて、ベースの標準化された契約書がある。そこが必

要だと思えます。今おっしゃったところでいくと、イギリスの例を見ますと、例えば将来のプロジェクトまで全部今やっちゃうみたいな、これはなかなか、日本が努力不足の点もあって、かなり差が広がられている面があるので、ちょっとこれはきついなと思うんですけれども、例えばフランスなんか、フランスというと、御存じのように、標準化というのはそもそも国民性として好きじゃないんですけれども、それでもマーケットが標準化がだんだんできてきたということもあって、やや後追いのかもしれないけれども、標準契約書を作ってきたという経緯もありますよね。

そういう点でいくと、Eさんが今おっしゃったところでいくと、例えば参考資料1にありますようなところでいくと、東京税関の大井出張所事業計画。これは21年ですから最近の話だと思うし、サービス購入型だし、事業のスキームもシンプルだし、こういうところが一つベースになるのかなという感じがするんですよね。

それから、契約書でどの辺まで決めるのかなというのがもう一つあって、多分これをずっと進めていくと、契約書の限界があるわけですよね。契約書を全部決められない。例えば、我々がやってきたような契約書でいくと、あとはその他条項で全部やっちゃって、お互いの関係がよければ、その他条項で全部解決していくんですよね。お互いの関係が悪くなっちゃうと、どんな契約書でもだめだという。契約書の限界というのはやはりありますよね。全部契約書で解決するというのは不可能だと思うので、我々、標準契約書を作るときには、契約書の限界というのをちゃんと認識した上で、どの辺までを契約書の中でクリアしていくのかなという形を考えていかないと、あまりに完全主義でやったら、まず不可能だと思いますね。

E委員 そうしますと、私なんかは、要素が違う以上は、例えば、一番簡単で、本当にシンプルなのだったら、100条ぐらいの契約書で済むかもしれない。だけど、事業構造がはなから複雑であって、あるいは事業内容によっては複雑にせざるを得ないということだと、300条とか500条ということがあるいはあるかもしれない。そうすると、典型的なものでやるとして、1つじゃ済まないんじゃないかな。そういう意味では、端的に言えば厚みの違う契約書が複数あるのかなと思うんですけれども、どうですか。

B専門委員 そこは、イギリスみたいに複数の標準契約書、十数ケースあると思いますけれども、そういう形までいきなりやるのか、1つ持ってきて、先ほどAさんおっしゃったようにカセット式にするのか、その辺はちょっと。私はいきなり5ケースも10ケースもというのはなかなか難しく、一番シンプルなやつで1つ作って、そこにカセットで幾つかのものを入れていくという形をターゲットにしたかどうかと思います。

A 専門委員 私、思うのは、確かにE委員がおっしゃっているように、マッピングが必要だというのは分かります。全体の中でどのように位置付けるかを考えた上で作るべきというのは私も賛成で、共有できる全体のイメージがまずあれば、実は本日の議論は、あまり違ったことを主張しているわけではないのではないかという気がいたします。また、契約概念というのは、やはり基本的な共通のベースとなる権利義務関係の骨格は共通的な考え方としてあるべきでしょう。かかる契約の根幹の概念というのは実はあまり変わらないんじゃないかと思えます。もちろん、案件ごとにバリエーションが多い側面もあります。例えば、契約上の支払条件のあり方等はリスクも含めて契約次第では全然違いますね。ちょっと複雑になると全然違ってきますから、かかる条項は、本体の主要契約部分と切り分けてアペンディックスにしていることが通例です。これは合理的な考え方だと思います。より詳細なところは、専門分野ごとに違ってくるわけですし、イギリスなんかでも、分野毎に標準契約書があるといっても、根本のところは変わっていないんですよ。医療で何が違うかということ、実は仕様の設定から膨大な周辺業務があって、この附帯文書の考え方と契約条項のあり方が他の分野とは全然違うわけです。こういう形で、根本のところはあまり変わらないと思うわけです。結局契約というのは、債務不履行事由とか不可抗力事由とか変更事由とか、いわゆる根幹のところの考え方をベースにし、これを皆さんと同じイメージを共有すれば、一つの枠組みを規定できるわけです。あまり最初からたくさんのバリエーションを同時平行的に作るというのは、本当は理想的ですけれども、時間がかかります。やはり何か共通のベース、根幹を考えながら常に全体感を考えて、少しカセット式に、どの点を追加的に考慮すればいいのかという点を押さえれば、その後の展開は早いんじゃないかと思うんですけれども、どうでしょうかね。

山内部会長 どうですか。どうぞ。

G 専門委員 300件ぐらい実例があるということなんですが、特に最近のPFIの契約事例に限って見てもそういうことが言えると思うんですが、先ほど標準化が進んでいるとか、あるいは必ずしもそうじゃないとかという御議論があったようなんですが、実際の契約例を見ると、かなり似通った契約例が世の中に出ています。ただ、それは内容が優れているからとか、何か非常にモデル的なものがあるからというだけではもちろんなくて、発注者の方が先行事例を当然のことながら参考にして作られる。そういうところがかなり大きいんですね。

もっと言いますと、例えば国交省の地方整備局では、独自で作ろうとまではされていなくて、先行事例を大体コピーペーストみたいなのところが多いわけです。そうすると、事例の数から見ると、例えば昨年やられました地方合同庁舎が大体そういうことと言うと、もう7件ぐらいは似たようなものが世の中に出回っているという状況になります。それから、国交省だけではなくて、例えば文部科

学省であれば、やはり独立法人がやるんですけれども、先行事例を参考にしますので、かなりの部分がベースが共通化している、似ているという状況だろうと思います。

ただ、そういう状況が悪いわけではなくて、実務上はそんなに大きな支障がないということは言えるんじゃないのかな。そういう意味では、これまでの積重ねもあるし、一番初めに御苦労されて作られたものがそれほど悪くないということだろうと思います。

ですから、そういう意味では、今あるものを使ってベースとして参考にしていただいて、十分実務には耐え得ると、それから、そこで大きな議論があった事項というのは、前回の基本的考え方で整理しましたよね。例えば、物価スライドについても、これまではバラバラであって、全部民間のリスクという事例がありましたけれども、そういうものも相当整理されている。ということは、今出ている標準的なものと、直近でここでまとめた考え方、そういったものをある程度かけ合わせれば、ここの総合部会で議論されている、少なくともベースのところはそんなに難しくなく作れてしまうんじゃないのかなと思います。

あと、先ほどB委員からお話しあったように、契約書にではどこまで詳細に書くかという話はなかなか難しい問題で、書き過ぎると標準にならないというところがありますので、そこは今度は例えば参考の事例等で補っていくとか、そういう配慮が必要かなと思います。

山内部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

I 専門委員 今、御議論いただいているのは、基本的なもので原則的なところを押さえて、それにプラス留意すべきこと、あるいはコメントルですとか、そういうようなことを付けていくというのが現実的かなと思いました。

施設の設計とか建設、維持・管理で結構だと思っただけなんですけれども、この間、博物館の事例が市場化の場合にも出まして、そのときにサービス水準というのが通常の運営と違うというところが出てきたりとかしたんですね。つまり、非常に収蔵物の保存ですとか、あるいは来館者の利便性ですとか、そういうことに留意しなくてはいけなくて、しかも重要文化財というものを扱っているということで、通常の施設の維持・管理、運営というものとちょっと違うような側面が出てきたりとかしていますので、そういうのは特別な状況といいますか、そういうものについての情報提供みたいなものも含めて考えた方がよろしいのかなと思いました。

山内部会長 そのほかにいかがでしょう。

E 委員 大体まとまってきたんじゃないかと思います。時間的な制約があるすれば、ある程度絞り込まないといけない。しかし、個別のさまざまなケースを考えると、例えば契約変更にしても、現実の起きたトラブルをベースに、こうい

うふうにした方がいいのではないか、それを具体的に契約に当初盛り込むのはどうか、あるいは後ほど対応する、そういうように考えますと、非常に契約上単純なのは、施設整備型、はっきり言えばハコモノPFIですね。作ってしまえば、ある程度それでおしまいというケース。それに対して、運営が主体。極端に考えると、施設は既に現実にある。例えば上越市であったようなケースで考えますと、現実にある施設を流用するだけだ。そうすると、あと考えるのは、そこを何を運営するかということと、後々の修繕。運営と修繕だけでほとんどの内容ができてしまうということもあるわけですね。その大きなパターンで、具体的に2つぐらいの基本形をまず出してやる。この中身は既に議論を大分していますから、そんなに時間がかかるものではないと思うんですね。

その次に、それに先ほどA委員のおっしゃったような性格別のカセットですね。どういうふうにかセットを加えていくか、埋め込んでいくか。それをある程度マッピングをしておいて、その中で代表的なところを取り上げて、そういう事例を提示してやる。それが一番分かりやすいし、具体的な標準契約ということが委員会の成果物としても出せる。その上で、もし時間があれば、個別具体的に起きたトラブルを解説するとか、対処方針のアドバイスをするような内容、あるいはコンメンタール、更に詳しいものをやる。それが11月27日にあるいは間に合わないかもしれないけれども、方向的にはそういう3つのレベルで物事を考えたら、話は進めやすいし、成果物も分かりやすい。そう考えます。

山内部会長 ありがとうございます。まとめていただいて非常に助かりました。ありがとうございました。

大体そういうことなのかなと思ひまして、それで、さっきの事務局の答弁の中に、次回にはちょっと例をというお話があったから、今日は御提案では、ハコモノ的なものをイメージしてということだったけれども、運営というのも一つ側面で、どこまでできるか。一つ、さっきのあれで、でき上がりイメージをまず確認することの資料を出していただかなければいけないし、それから、絞込みという面では、ハコモノが基本だけれども、もう一つ運営型というのも頭に置いて少し例を考えていただくということですね。

でも、出ましたように、結構、今既にデファクトになっているので、それはうまく使われて、全体像を作るとというのが賢いやり方ですねという御指摘があって、中にカセット的に入れ込めるとか、その辺のことも配慮して全体像を作るとのことだと思ひますね。

もう一つは、今おっしゃったように、資料3が基本だと思うんですけども、問題があったところをどこまで取り込んで解説をしたり、あるいは……。

E委員 当初、契約にこういうふう盛り込んだらいいというようなアドバイスね。

山内部会長 いいということを示したりとか、そこまで本当はいければいいということ。ただ、おそらく資料3に出していただいた問題は、議論していくときには必ず頭の中に置いておかなければいけないということですね。

どうぞ。

B 専門委員 ちょっと確認ですが、資料1の標題が「PFI事業契約の標準化」ということです。直接契約は今回は入れない、事業契約に絞るということでよろしいですね。

事務局 多分順番にやっていくことになると思いますので、そこまでいければ望ましいですけれども、非常にシンプルなものを先にすると、直接契約は後になるかと思います。

山内部会長 そのほかにいかがでしょうか。どうぞ。

H 委員 先ほどG委員もおっしゃいましたが、地方整備局は同じようなのが出てくるという、そのもとは、国交省の庁舎事業契約書例かと思います。国交省の庁舎事業契約書例は私も取りまとめに入っておりますが、なるべくこれが一人歩きしないような形でという形で公表はしたのですけれども、結果としてそういう形になってくることもあります。実は、初版に対していろいろありましたので、改訂版を出しております。このように、一つ出した後にまた徐々に改訂していくという形をここではやっているということですね。それと、こちらの標準契約の位置付けをどういうふうにとっていくのかというのを考えていく必要があるかと思います。

山内部会長 それで、ちょっとさっき伺って申し上げようと思ったのは、デファクトになっているのはいいんだけど、デファクトが必ずいいとも限らないという御意見もあって、それはちゃんと精査しなければいけないわけだから、そういう面でもここで一回フィルターを通してみるというのは重要なことだと思います。

そのほかに何か。あと40分ぐらいありますけれども。

E 委員 なるだけ簡単なラインで議論を進めて、なるだけ具体的な標準契約の形のものを作るということで皆さん合意をされているのかなと思いますが、その場合に、すべてをもちろん最終的にできるわけじゃないんですが、マッピングを、議論をきちっとしておいた方が。

山内部会長 そこはちょっと先ほど言い忘れましたが。

E 委員 この場ででも、あるいは次回でもとにかく進めておいた方がよろしいのかなと。そのときに、事業契約ですよということも含めて、その次に、直接契約もあるわけですね。更に言うと、これから議論のあれになるとは思いますけれども、ファイナンスに関するところで、そういうところもやはり必要ですよ。中身の条項は今議論するのは大変でしょう。



更に言いますと、担保だとか、例えばサービス購入型のサービス費用ですね。金融機関から見ますと、これは担保的な価値があるのか、ないのか。それは契約上どういうふうに反映していくのか、そういうこともありますから、全体の議論を事業分野という意味でのマッピングと、あと、質的なと言いますか、構造的なと言いますか、ダイレクトアグリーメント（DA）みたいなものと、ファイナンスとか、更に附随する、あるいはここに出ていますけれども、近隣住民の方たちとの議論だとか、そのどのどういうところに関わってくるという全体像を議論した上で、その中で、この部分を標準契約として提示しますよと。そうすると、足らざる、あるいは変更すべきこと、ある程度頭に浮かぶように読み進めてもらう、こういうイメージでできるのではないかと思います。

山内部会長 特にさっきEさんがおっしゃった中で、最初のマッピングという中にも、事業分野もあれば、事業方式もあるし、いろんな縦軸、横軸があって、ある意味では立体の中で位置付けるというイメージですよ。それは最初にやらなければいけない。今回は一番単純なところから。だけど、これがどういうふうに位置付けられるかというのは意識していかなければいけないということですね。

それとまた別に、これは事業契約だけれども、DAもあれば、ほかの契約もあるので、その中でこれがどう位置付けられるかということもはっきりしなければいけないということですね。

E委員 そういうことですね。

山内部会長 というようなことですね。ありがとうございます。

そのほかにいかがですか。

そうしたら、大体皆さんの御意見がそういうことですので、先ほど申し上げましたように、次回は基本的なことはいくんだけれども、もう一つ、運営とか、その辺も頭に入れてどこまでいけるのかということのを少し出してもらおうということだと思います。

そのほかによるしければ、議事の方はこれで閉めますが。

次回の日程を決めますか。皆さんお忙しいので、なかなか集まれないですね。今日も検討会になってしまいましたが。それで、次回の候補日が7月7日、七夕の日の15時からというのが1つの候補なんですね。この日には今日と同じぐらいの方の参加が見込めるということなんですね。もう一つの候補は、7月10日（金）の午前中が候補になっています。皆さんの手帳を御確認いただければと思いますが、いかがでしょうか。

まずは7月7日の午後3時からというのはいかがでしょうか。この事務局からメモをいただく時点で、まだ回答をいただいていない先生もいらっしゃいますので、改めてここで伺いますが、いかがでしょうか。

E委員 単純な質問ですが、11月27日で、その次のステップを議論するとなる

と、11月に間に合うんですか。

山内部会長 どうですか。

事務局 最大限の努力をして。ただ、比較的重い宿題をいただきましたので、次回、今日の御意見を受けて、十分御議論賜れるような資料をこの1カ月の間で全力で作りたいと思いますので、それでまた御議論いただいてやっていただければと思うんですけれども。

山内部会長 多分同時並行で、事務局で資料を作りながら、先生方のところへいろいろ御相談に上がるような、そのくらいのあれじゃない。そこでもきつい。

事務局 多分、御相談に伺えるような資料が7月7日の直前ぐらいにならないと。あと、それぞれの契約もありますが、分量も多い為、送るといっても現場で見えていただけてという感じになりますので、それ以外の議論のための資料は、複数回やっていただきますけれども、7月7日であるとしたら、直前までに作れるようにきちんとやりたいと思いますが。

E委員 事務局が大変なのはよく分かります。皆さん集まるというのは時間的に大変ですから、さっき申しましたような、例えば、ごくごく単純なハコモノPFI、具体的な事例をベースに、条文で作った契約のひな形、これを1つ。設備とかはとりあえず置いておいて、運営部分だけ抜き出したような、あるいは後々の修繕、これをどういうように負担するとか、どういうように協議するとかいうことを含めてやるような部分、2つ何か途中で提示、インターネットでも送っていただけませんか。その程度であれば。

事務局 分かりました。現実の参考ということであれば、参考になりそうなものを見繕って、早い段階で送らせていただきます。国土交通省と文部科学省の作ったものは、そもそも標準化ということである程度出してもありますし、運営ということであれば、刑務所などはかなり作り込んであるところがありますので、そういうものをまさに参考ということ、今あるものでとりあえず送付させていただこうと思います。

山内部会長 その上で日程ということなんですけれども、いかがですか。7月7日の3時で。

C専門委員 もし定足数がということであれば、3時半なら大丈夫ですけれども、遅れて大丈夫ですか。

山内部会長 遅れても大丈夫ですよ。

事務局 はい。来ていただければ。

C専門委員 それであれば大丈夫です。

山内部会長 そのほかの皆さん、いかがでしょうか。

A専門委員 私も3時半過ぎになります。

事務局 先生方がよろしければ、4時 - 6時とか、あるいは3時半 - 5時半で

も時間をとらせていただきます。

山内部会長 じゃ、3時半 - 5時半でよろしいですか。7月7日の3時半 - 5時半ということをお願いします。

それでは、先ほど言わせていただきましたけれども、今も事務局からありましたように、少なくとも複数の事業分野にといいますか、ハコモノと運営型ぐらいの形で、標準化のものを案を出していただくような形で次回出していただくということ。それから、これは事務局の方で多分念頭においているのは、ワーキンググループというのはこれ全体でやりましょうというイメージだったんですね。

事務局 そうです。ただ、次回、まだ進め方を含めた全体の御議論が必要だということであれば、おそらく総合部会ということになるかと存じます。

山内部会長 いずれにしても、また事務局から案を出していただいて、それを見て、どう進めるかというのもそこでまた意思決定の分かれ目ができるということをお願いしたいと思います。

それから、委員ですけれども、さっき事務局からありましたように、この専門委員と専門委員以外にも、これに精通された方を入れていただくようなことをイメージされて御提案されているわけだけでも。

事務局 当初の提案は。

山内部会長 その辺いかがですかね。それでワーキンググループという言い方をしたんですね。

事務局 ええ。

山内部会長 この辺もよろしゅうございますか。特に問題ありということになれば、申しわけございませんが、その辺のこと。また、皆さんにも御意見を伺いながら、どういうメンバーがいいのか、参考にさせていただいて、入っていただくということにしたいと思います。

それでよろしければ、11月27日までということ、非常に短期間ということですので、皆さんにもいろいろと御迷惑をかけるかと思えますけれども、是非ともよろしくお願いしたいと思います。ちょうど11月27日で10年ということになるわけで、一区切りということですので、よろしく願いいたします。

では、私の方からは以上ですけれども、今日はこの辺で閉会ということにさせていただきます。どうもありがとうございました。